

# 建設業法施行規則等の改正について

平成 20 年 1 月  
総合政策局建設業課

今般、経営事項審査等の見直しを行い、併せて建設業の許可申請の際に必要な書類の見直し等を行い、建設業法施行規則及び関連の告示、通知等の改正を行ったところである。

《公布、発出：平成 20 年 1 月 31 日》

(省令)：建設業法施行規則の一部改正

(告示)：建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件  
：経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件  
：建設業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件

(通知)：経営事項審査の改正等について  
：経営事項審査の事務取扱いについて  
：建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等について  
：建設業許可事務ガイドラインについて

## 1. 経営事項審査の改正について

### (1) 改正の概要

#### 項目及び基準の見直しについて

#### X 1 について

- ・ウェイトを 0.35 から 0.25 に引き下げ(省)
- ・上限を 2000 億円から 1000 億円に引き下げ(告)
- ・評点幅の下限を 580 点から 390 点に引き下げ(通)

#### X 2 について

- ・ウェイトを 0.1 から 0.15 に引き上げ(省)
- ・職員数の評価項目を廃止し、新たに利払前税引前償却前利益を評価項目として追加(省)
- ・自己資本額、利払前税引前償却前利益ともに絶対額で評価(告)

#### Y について

- ・現行の 12 指標を全面的に見直し以下の 8 指標による新たな評価体系を設定(告)

	経営状況分析の指標	算出式
負債抵抗力 指標	純支払利息比率	$(\text{支払利息} - \text{受取利息配当金}) / \text{売上高} \times 100$
	<b>負債回転期間</b>	$(\text{流動負債} + \text{固定負債}) / (\text{売上高} \div 12)$
収益性・効 率性指標	<b>総資本売上総利益率</b>	$\text{売上総利益} / \text{総資本}(2\text{期平均}) \times 100$
	<b>売上高経常利益率</b>	$\text{経常利益} / \text{売上高} \times 100$
財務健全 指標	自己資本対固定資産比率	$\text{自己資本} / \text{固定資産} \times 100$ (固定比率の逆数)
	自己資本比率	$\text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$
絶対的 力量 指標	<b>営業キャッシュフロー(絶対額)</b>	$\text{営業キャッシュフロー}(2\text{期平均}) / 1\text{億}$
	<b>利益剰余金(絶対額)</b>	$\text{利益剰余金} / 1\text{億}$

注・斜体字の指標が今回新たに採用されたもの

・営業キャッシュフロー = 経常利益 + 減価償却費 ± 引当金増減額 - 法人税住民税及び事業税  
± 売掛債権増減額 ± 仕入債務増減額 ± 棚卸資産増減額 ± 受入金増減額

- ・企業実態に即した評点分布となるよう（ペーパーカンパニーや小規模企業において高すぎる評点とならないよう）各指標の上限下限、評点計算式を見直し（告・通）
- ・会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社については、経営状況を連結財務諸表を用いて評価（省・通）

## Zについて

- ・ウェイトを0.2から0.25に引き上げ（省）
- ・新たに元請完工高を評価項目に追加（省）
- ・新たに省令に位置付けられた登録基幹技能者講習を修了した者を登録基幹技能者として評価（省）
- ・1人の技術職員を複数業種でカウントすることを制限（1人2業種まで）（告）
- ・技術職員について2期平均を採用する激変緩和措置を廃止（告）
- ・改正後の技術者の評価に係る分類は以下の通り（告、通）

1級技術者		基幹技能者	2級技術者	その他
監理技術者資者証保有かつ 監理技術者講習受講	1級技術者であって左以外の者			
6点	5点	3点	2点	1点

## Wについて

- ・評価項目及び各項目の加点・減点幅を見直し、以下の項目に改正（省・告・通）
- ・評点幅を0点～987点を0点から1750点に拡大（通）

項目	評点	備考
W1: 労働福祉の状況	45	
雇用保険未加入	-30	・賃金不払件数は自己申告項目のため廃止
健康保険・厚生年金保険の未加入	-30	・退職一時金、企業年金は一つの評価項目に統合
建退協加入	15	・残った項目について、加点幅・減点幅ともに倍に引き上げる。
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	・現行ではW1項目全体での下限が0点となっているが、これを
法定外労災制度への加入	15	撤廃する(保険未加入のマイナスがW全体に影響するように)。
W2: 建設業の営業年数	60	・上限、下限(5年～35年)は現状のまま、加点幅を引き上げ
W3: 防災協定締結の有無	15	・評価内容は現状のまま、加点幅を引き上げ
W4: <b>法令遵守状況</b>	-30	・審査期間内に営業停止処分を受けた場合は - 30点、指示処分を受けた場合は - 15点。
W5: 建設業の経理の状況	30	
<b>監査の受審状況</b>	20	・会計監査人の設置20点、会計参与の設置10点、社内の経理実務責任者(公認会計士等数の現行加対象有資格者から2級経理事務士を除く)のチェックリストに基づく自主監査2点。
公認会計士等数	10	・社内に雇用する公認会計士等の数を評価(現行と同様)
W6: <b>研究開発の状況</b>	25	・加対象は会計監査人設置会社に限定し、公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額を評価
合計	175	

斜体字の項目が、今回改正で新規制定された項目

## その他

### 虚偽申請防止の徹底

- ・虚偽申請を行っていた場合の営業停止期間を15日から30日に倍増。Wの監査の受審状況において加点されていた企業の場合は営業停止期間を45日とする（「建設業者の不正行為に対する監督処分について」を改正し施行までに通知発出予定）。

### 企業形態の多様化への的確な対応

- ・一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）について、経営状況の評点を当該企業集団の連結財務諸表によって評価する新たな企業集団評価制度を創設し、その要件を規定（詳細な手続きについては施行までに通知発出予定）

### 申請負担の軽減

- ・完工高及び元請完工高について、1000億円を超える部分については、規則別記様式2号の工事経歴書への記載を免除（省）

## （2）再審査について

施行日である平成20年4月1日より120日間を再審査の申立期間とする。

手数料については、経営規模等評価及び総合評定値に係る手数料に関して、大臣許可業者については無料とする。なお、都道府県知事許可業者に関しては都道府県知事が定めるところによる。

経営状況分析に係る手数料については、各登録経営状況分析機関が決定することとなる。

## （3）今後のスケジュール（予定）

平成20年3月頃：以下の通知を発出予定

- ・合併等特殊経審に係る通知
- ・新たな企業集団評価制度に係る通知
- ・建設業者の不正行為等に対する監督処分について（通知）

平成20年4月1日：施行

## 2．建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等について

### （1）建設業許可申請等に係る添付書類の追加について

- ・成年被後見人等の建設業許可の欠格基準に関し、新たに法務局等の官公署が証明する書類の添付を義務付け（省）

### （2）工事経歴書の様式改正について

- ・従来、2種類の様式が定められていた工事経歴書について、様式を統一（省）（前掲再出（1）（2）第2号）

### （3）財務諸表様式の改正等について

- ・規則別記様式第15号から別記様式第17号の3までの財務諸表について、企業会計基準の変更等に対応し所要の改正を措置（省）（前掲再出（1）（2）第15号から17号の3）
- ・企業会計基準の変更に対応し、勘定科目の分類のうち「支払利息」から「手形割引料」を削除（告）
- ・有価証券報告書提出会社が建設業許可申請等を行う場合について、有価証券報告書の写しの提出をもって規則別記様式第17号の3による附属明細表の提出を免除（通）

## 3．その他

### （1）登録基幹技能者講習について

- ・登録基幹技能者講習を行う者の国土交通大臣への登録について定める（省）

## **経営事項審査等の申請に係る書類の改正について**

### **建設業法施行規則別記様式の主な改正点の概要**

#### 第2号 工事経歴書

経営事項審査を受審する建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書を統一し、経営事項審査を受審する建設業者も様式第2号（従来は第2号の2）を使用することとした。

経営事項審査において、元請完成工事高が評価項目とされたことに対応し、完成工事高合計のうち元請完成工事として計上した金額を記載するものとした。

併せて、各工事の配置技術者が監理技術者であるか主任技術者であるかを記載するものとした。

#### 第2号の2 工事経歴書

経営事項審査を受審している建設業者と許可のみの建設業者の提出する工事経歴書を統一したため廃止。

#### 第15号～17号の3までの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表及び附属明細表

企業会計基準の変更に対応し、貸借対照表において繰延資産として計上される勘定科目のうち、「社債発行差金」を削り、「新株発行費」を「株式交付費」に改めた。

また、注記表において、会計監査人設置会社において当期に研究開発費として費用計上した額を記載させることとした。

#### 第25号の8 経営状況分析申請書

経営状況の評価指標の改正に対応し、現行の申請書にある「受取手形割引高」を削り、改正後の申請書に「前期減価償却実施額」を加えた。

また、会社法上の大会社かつ有価証券報告書提出会社について、経営状況の評点を連結決算で評価することとしたことに対応した改正を行った。

#### 第25号の9 兼業事業売上原価報告書

現行、申請者の押印が必要だったものを、不必要とすることとした。

#### 第25号の10 経営状況分析結果通知書

経営状況の評点に係る項目及び基準の改正に対応し、所要の改正を行った。

#### 第25号の11 総合評定値請求書

##### 第25号の11本紙

現行の申請書の記載項目について「職員数」を「技術職員数」に改めた。「営業年数」については別紙3に記載させることとした。改正後の申請書の記載項目として「資本金額又は出資総額」、「利益額」を追加した。

##### 別紙1

改正後の申請書に、元請完成工事高の額を記載する項目を設けた。

##### 別紙2

技術者の複数業種における重複カウントを1人2業種までに限定したこと、監理技術者講習受講者を優遇して評価することとしたことに対応し、所要の改正を行った。

### 別紙 3

現行の申請書の記載項目から労働福祉の状況における「賃金不払件数」及び「工事の安全成績」を削ることとした。また、「退職一時金制度の導入の有無」及び「企業年金制度導入の有無」を改正後の申請書において「退職一時金制度の導入の有無若しくは企業年金制度導入の有無」とした。

また、改正後の申請書の記載項目として、「法令遵守の状況」、「監査の受審状況」及び「研究開発の状況」を加えた。

### 第 2 5 号の 1 2 総合評定値通知書

経営事項審査の項目及び基準の改正に応じて、所要の改正を行った。

### 第 2 5 号の 1 4 経営状況分析報告書

経営状況の評点の評価指標の改正に応じて、所要の改正を行った。

### 第 3 0 号 登録基幹技能者講習修了証

省令において、新たに登録基幹技能者講習が位置付けられたことに応じて新設した。

### 別表 4 及び 5

経営事項審査において、登録基幹技能者講習を終了した者を新たに技術職員として評価することとしたことから、別記様式 2 5 の 1 1 別紙 2 において申請する際の技術者コードを追加（別表 4 において「064」、別表 5 において「601」）した。

## 確認書類の追加について

審査項目の追加に併せ、下記の書類を確認書類として追加（告）

- ・自己資本の確認書類として規則別記様式第 1 5 号による貸借対照表の写し
- ・利払前税引前償却前利益の確認書類として法人税申告書別表（別表 1 6（1）及び（2））の写し並びに規則別記様式 1 6 号による損益計算書の写し
- ・監査の受審状況の確認書類として、有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し、又は経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの
- ・研究開発費の額の確認資料として別記様式 1 7 号の 2 による注記表の写し

なお、改正後の建設業法施行規則別記様式等については 1 月 3 1 日に国土交通省総合政策局建設業課のホームページに掲載する（ダウンロード可能）。